

平成29年第2回館山市国民健康保険運営協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

- (1) 平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について
- (2) 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

※上記、審議事項について説明等を行いました、その概要については以下のとおりです。

<説明概要>

今回の補正予算についてはポイントが3点あります。

1点目が国保税率の引き下げを行おうとするもの。2点目として一般会計からの繰入の減少、3点目として基金残高の減少ということです。

国民健康保険は必要な医療費を支払うために、県、国から来る補助金等を除いた部分を、被保険者からの国保税で賄う形になっています。

平成29年度6月補正予算については、医療費の動向、基金残高の状況、一般会計の財政状況、平成30年度からの国保の都道府県化、さらには平成29年度の被保険者の所得状況等を踏まえて、国保税を含め検討しました。

まず、平成28年度予算は、予定していた一般会計からの法定外繰入5,878万5千円を行わないこととしました。これは医療費の動向、基金残高の状況、一般会計の財政状況等を踏まえて、さらには被保険者以外の者による負担解消といった観点から、繰入を行わないものとししました。また、平成29年度予算においても同様に、一般会計からの繰入3,248万円を減額しました。

一般会計からの繰入を減らした中においても、国保税率のうち医療分の所得割を0.2ポイント引き下げるとともに、同じ医療分の平等割を4,800円引き下げることが可能になりました。

この結果、平成29年度6月補正後における国保財政調整基金残高は、前年同期と比較して8,102万3,235円減少の、3億9,740万5,223円となりました。インフルエンザの流行等による急な医療費の増、平成30年度からの都道府県化にも対応できる額だと考えています。

それでは、平成28年度館山市国民健康保険特別会計決算見込から説明します。

歳出は予算現額79億253万5千円に対し、支出済額は74億1,008万円を見込みました。対予算額は93.8パーセント、対前年度は94.1パーセントです。歳入は予算現額79億253万5千円に対し、収入済額は75億7,212万8千円を見込みました。対予算額は95.8パーセント、対前年度は93.4パーセントです。収支差引残額については、収入済額から支出済額を差し引いた1億6,204万8千円を見込み、その全額を平成29年度に繰り越します。

世帯数と被保険者数の前年度との比較ですが、年間平均で世帯数は328世帯の減、被保険者数は857人の減、率にして5.3パーセントの減です。この被保険者数の減少に伴い、歳出の保険給付費は予算現額47億4,269万8千円に対し、支出済額は43億9,445万5千円です。対予算額は92.7パーセントで、大きく見込みを下回った形です。

歳入の科目中、繰入金は予算現額8億9,261万4千円に対し、収入済額は4億8,081万4千円です。この内訳として財政調整基金繰入金は、平成28年度中に合計3億3,309万9千円の国保会計への繰入れを行いました。この全額について基金に積み戻しを行い、基金からの繰入れを決算ではゼロとしています。同様に一般会計からの繰入金のうち、館山市独自繰入れにあたる5,878万5千円についても、国保会計への繰り入れを行っていません。

次に、平成29年度館山市国民健康保険特別会計6月補正予算案について説明します。

6月の補正予算案は、平成28年度の医療費実績額が確定したため、当初予算の時よりも正確に平成29年度の医療費が推計できるようになったこと、国保税についても被保険者の平成29年度の所得が確定したことに伴い、算出が可能となったことから、今回の補正予算案を編成したものです。

歳入、歳出それぞれ当初予算額75億9,857万7千円から補正額1億312万円を減額し、補正後予算額を74億9,545万円7千円にするものです。この補正予算の内容について説明します。

まず歳出ですが、総務費の補正は27万円の増額補正です。概要は、国保の都道府県に向けての、高額療養費支給システムの改修委託料です。

次に、保険給付費の補正は2億923万4千円の減額補正です。保険給付費のうち、今回補正をしようとする療養給付費、療養費、高額療養費について、当初予算では平成28年度の医療費の実績は半年分しか考慮できませんでしたが、平成28年度の実績額がほぼ確定したことに伴い、再度、過去3年間の実績額を基に積算し直しました。その結果として、一般被保険者分と退職被保険者分の、療養給付費、療養費、高額療養費すべてについて、減額

補正案を計上しました。昨年度の6月補正予算額に比べ、保険給付費全体では3億5,178万1千円の減少です。

次に、後期高齢者支援金等の補正は238万6千円の減額補正です。前期高齢者納付金等の補正は3万2千円の増額補正です。介護納付金の補正は313万5千円の減額補正です。この後期高齢者支援金等から介護納付金については、支払先である社会保険診療報酬支払基金からの通知により、それぞれ減額、または増額補正をするものです。

次に、諸支出金の補正は6,133万3千円の増額補正です。平成28年度療養給付費等交付金及び療養給付費等負担金の清算に伴い、それぞれ815万9千円と、5,317万6千円の返還金が生じる見込みのため、増額補正をするものです。

次に、基金積立金の補正は5千万円の増額補正です。収支差引残額1億6,204万8千円から、諸支出金の返還金を差し引いた、約1億円の2分の1に相当する5千万円を財政調整基金に積み立てをするものです。

次に、歳入補正予算の内容について説明します。

国庫支出金の補正は3,164万5千円の減額補正です。現年度療養給付費等負担金について、歳出補正予算における一般被保険者療養給付費の減額に伴い、3,310万3千円を減額します。国保制度関係業務準備事業費補助金として、都道府県化に伴うシステム改修費が補助対象になったことにより、145万8千円を増額補正します。このことにより、国庫支出金の6月補正後予算額を13億8,265万9千円にするものです。

次に、療養給付費等交付金の補正は9,826万9千円の減額補正です。現年度療養給付費等交付金について、退職被保険者数の減少が見込まれるため、減額補正します。

次に、前期高齢者交付金の補正は115万4千円の増額補正です。社会保険診療報酬支払基金からの通知により、増額補正をするものです。

次に、県支出金の補正は1,100万7千円の減額補正です。財政調整交付金について、平成28年度療養給付費等が確定したことにより、減額補正をするものです。

次に、繰入金の補正は2億4,714万8千円の増額補正です。一般会計繰入金からの館山市独自繰入れについて、繰入れを行わないことにより、1,309万3千円を減額補正します。職員給与費等繰入金については、この一部が国の補助対象となったことから減額補正をするものです。財政安定化支援事業繰入金ですが、例年、高齢者の割合及び国保税軽減世帯の割合により一般会計から繰入れを行なっていましたが、一般会計からの繰入れを行わないことにより1,819万9千円を減額補正します。財政調整基金繰入金

の増額補正は2億7,962万8千円ですが、今回の補正予算における歳入予算の不足分を財政調整基金から繰り入れるものです。以上から、繰入金全体の補正後予算額を8億4,975万6千円にするものです。

次に、繰越金の補正は1億4,204万7千円の増額補正です。6月補正後予算額を、平成28年度決算見込みでの収支差引残額の1億6,204万8千円に合わせるものです。なお、療養給付費等交付金繰越金を差し引いた残りの繰越金がその他繰越金です。

次に、6月補正予算後の国保財政調整基金保有額は、3億9,740万5千円を見込んでいます。

次に、国民健康保険税の現年課税分について説明します。

国民健康保険特別会計予算においては、歳出総予算額から国庫支出金などの歳入予算額を差し引いた不足分を、国民健康保険税などで確保することになります。国民健康保険税のそれぞれの項目には、所得割に係る部分があり、5月になりますと、平成29年度市県民税の課税の基礎となります所得が整理、確定します。これを基に、国民健康保険の被保険者の所得集計により、必要とされる国民健康保険税の税率も含め算出した結果、現年課税分について、3億5,254万8千円を減額し、総額11億619万8千円にしようとするものです。

国民健康保険税は74歳以下の方が被保険者となる医療給付費分、後期高齢者支援金分、それと40歳以上64歳以下の方が被保険者となる介護納付金分の3項目で構成されていますが、今回の改正は、医療費給付分の所得割の税率について、100分の7.8から100分の7.6に、世帯別平等割額について29,400円から24,600円に引き下げをしようとするものです。また、平成29年度地方税法等の改正に伴い、低所得者に係る軽減判定所得のうち、5割軽減及び2割軽減の基準額が拡充されています。これらの改正の結果、平成29年度の医療費給付費分の調定見込額は9億4,516万7千円、後期高齢者支援金分の調定見込額は1億8,833万4千円、介護納付金分の調定見込額は9,753万9千円、合計額は12億3,104万円となります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの予算額は、調定見込額に徴収率を乗じた金額です。医療費給付費分の一般分の徴収率は90パーセント、退職分が95パーセント、後期高齢者支援金分の徴収率は同様の収納率です。介護納付金分の一般分の徴収率は87パーセント、退職分の徴収率は95パーセントです。それぞれの調定見込額にこの徴収率を乗じたものが、平成29年度6月補正後の国保税の現年課税分となり、合計額は11億619万8千円です。

次に、それぞれの項目について説明します。

国民健康保険税の医療給付費分は、市県民税の所得に基づき所得を集計すると、所得割の所得割課税基準額が83億5,364万8千円です。この所得割課税基準額に税率7.6パーセントを乗じて得た所得割総額と、平成29年度に見込まれる被保険者総数及び被保険者世帯総数に税率、均等割は23,400円、平等割24,600円を乗じて得た合計額が、課税総額として12億647万7千円です。

低所得者の軽減ですが、総所得が33万円以下の世帯と、総所得33万円と27万円に被保険者数と特定同一世帯所属数を加えた数を乗じて得た金額以下の世帯、さらに、所得総額が33万円と49万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数を加えた数を乗じて得た合計額以下の世帯を対象に、被保険者均等割額や世帯別平等割額の7割、5割または2割を軽減する制度です。

7割軽減を例にすると、本来、被保険者均等割額が23,400円のところ、その7割である16,380円を減額し7,020円となります。また、世帯別平等割額については本来24,600円のところ、その7割である17,220円を減額し、7,380円となります。5割、2割軽減についても同様の扱いとなります。

これらの低所得者の軽減に伴う減収分の総額は1億7,445万4千円です。また、課税限度額54万円を超える合計額は5,489万9千円、異動等による増減、これは後期高齢者医療制度への移行ですが、3,195万7千円の減と算出され、これらを差し引いた額が調定見込額の9億4,516万7千円が、医療費給付費分の合計となります。

後期高齢者支援金分についても、医療給付費分と同様の考え方で計算を行った結果、調定見込額は1億8,833万4千円です。

介護納付金分についても、同様の計算を行った結果、調定見込額は9,753万9千円です。

これらの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの調定額に徴収率を乗じ、平成29年度の国民健康保険税現年課税分の予算を11億619万8千円にしようとするものです。

<質疑応答等>

【質疑 ①】 国保の都道府県化にあたり、財政調整基金は各市町村である程度持っていた方がよいのでしょうか。

人口が減って予算規模が縮小されることは、市の将来についてはよくないことと考えますが、市の見解を聞かせてください。

【① 回答】 今後も市で持っている財政調整基金を活用しながら、国保税率の

調整が可能です。

一人あたり医療費が減っている訳ではないので、国保財政は厳しい状況が続くと思います。

【委員補足説明】ジェネリックについては、日本の製薬を開発する能力がなくなり国力が弱まってしまうため、私は否定的な意見を持っています。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（１）平成２９年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について、及び審議事項（２）館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案どおり承認する。